

半田市病児保育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十六日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十二号

半田市病児保育施設設置条例施行規則の一部を改正する規則

半田市病児保育施設設置条例施行規則（平成二十九年半田市規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「午前八時」を「午前七時三十分」に改める。

別表（第八条関係）を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第一を次のように改める。

（別紙のとおり）

様式第二中

男・女	年 月 日 (歳 カ月)
を	
年 月 日 (歳 カ月)	

に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第八条関係）

利用者の世帯区分	一日当たりの利用者負担額			
	利用時間八時間まで	利用時間九時間まで	利用時間十時間まで	利用時間十時間三十分まで
市内在住生活保護世帯	無料			
市内在住世帯 (右記以外)	二、〇〇〇円	二、二〇〇円	二、四〇〇円	二、五〇〇円
その他の世帯	三、〇〇〇円	三、二〇〇円	三、四〇〇円	三、五〇〇円

半田市長 様

医療機関
所在地
電 話
F A X
医 師 名

病児保育施設の利用にあたり、次のとおり診療情報を提供します。

(保護者記入欄)

児童氏名			
生年月日	年 月 日 (歳 ヶ月)		
住 所			
保護者氏名		電話番号	

(医療機関記入欄)

該当する病名・病状に○印をお願いします。			
1. 感冒・感冒様症候群 2. 咽頭炎 3. 扁桃炎 4. 気管支炎 5. 喘息・喘息性気管支炎 6. 肺炎 7. 感染性胃腸炎 8. 自家中毒 9. 中耳炎・外耳炎	10. 結膜炎 (急性出血性含む。) 11. 伝染性膿痂疹 12. 突発性発疹症 13. 溶連菌感染症 14. 手足口病 15. ヘルパンギーナ 16. 流行性耳下腺炎 17. 風疹	18. インフルエンザ (3日目から) 19. 咽頭結膜熱 20. 伝染性紅斑 21. 外傷 22. その他	
病名不明時	1. 発熱 2. 下痢 3. 嘔吐 4. 咳嗽 5. 喘鳴 6. 発疹		
隔離状況	1. 一般(他児と同室) 2. ゆるやかな隔離 3. 隔離室で隔離		
安静度	1. 室内安静(室内遊び可) 2. 室内安静(ベッド上が主、静かな遊び可) 3. 安静(ベッド上)		
処方内容	粉薬・錠剤(薬品名)数量		食前・食間・食後・ 時間毎
	粉薬・錠剤(薬品名)数量		食前・食間・食後・ 時間毎
	その他(具体的に:)		
その他 連絡事項	抗原検査等 <input type="checkbox"/> インフルエンザ 陰性・陽性 型: A・B 発症日 月 日 <input type="checkbox"/> その他() 陰性・陽性 ※()内に検査名をご記入ください。		

注1) 麻疹、水痘、結核、流行性角結膜炎、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ2日目までは受入れ不可とする。

注2) 対象児童について半田市に診療情報の提供をした場合に、診療情報提供料(I)を診療報酬として算定することができる。ただし、患者1人につき月1回に限り算定する。

注3) 診療情報提供書の有効期限は、記入日の翌日から起算して原則3日間とする(土日を含む。)